

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ チェーン店への加盟一時金

**Q** : 当社は、この度、総合飲食業に進出することになり、フランチャイズのチェーン店に加盟し、500万円の加盟一時金を支払いました。契約期間は10年となっていますが、この加盟一時金はどのように処理すべきですか？

**A** : 繰延資産として5年間で償却することとなります。

### 【解説】

一般に、フランチャイズシステムを利用すると、経営に関する指導や援助が受けられたり、本部による一括仕入れや広告宣伝などがあつたりして、加盟する効果は大きいといわれています。この加盟に際し支払われるのが加盟一時金ですが、この加盟一時金は経営に関する指導など様々な役務の提供を受けるために支出する権利金等と考えられています。また、通常その契約期間は1年を超えることから、その費用は支出時の一時損金とすることは認められず、繰延資産として処理することとされています。

なお、繰延資産の償却期間は、その支出の効果の及ぶ期間とされており、法人税基本通達に定めるもののほか、契約期間等を基礎として適正に見積った期間によることとされています。

ご質問の加盟一時金は、法人税基本通達に定められていませんので、適正に見積ることとなりますが、加盟一時金の性質に類似するノーハウ設定契約に係る一時金の償却期間

(5年)等の取扱いを基礎として5年間で償却することが相当かと思われます。

